

源泉徴収票（給与支払報告書）の〔（源泉）控除対象配偶者の有無〕に○が付く配偶者について

社員の年末調整区分が〔する〕か〔しない〕かで○が付く条件が異なります。

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額									
役員報酬	2,650,820	1,778,800	1,080,190	0									
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	18歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く)	非居住者である親族の数								
有	従有	老人	特定	老人	他								
○		380,000	人	従	内	人	従	人	従	人	内	人	人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	差引過不足税額	還付								
220,190				180,781	180,781								

【年末調整〔する〕になっている場合】

以下の条件をすべて満たす場合、〔有〕欄に○が付きます。

- ・社員の税区分が〔甲欄〕〔機械計算甲欄〕〔手入力〕のいずれか
- ・配偶者区分が〔一般配偶者〕もしくは〔老人配偶者〕
- ・「年末調整」 - 「源泉徴収簿」の〔配偶者（特別）控除額欄〕の値が0円ではない

このうち、配偶者区分が〔老人配偶者〕である場合には〔老人〕欄にも○が付きます。

【年末調整〔しない〕になっている場合】

以下の条件をすべて満たす場合、〔有〕欄に○が付きます。

- ・社員の税区分が〔甲欄〕〔機械計算甲欄〕〔手入力〕のいずれか
- ・源泉控除対象配偶者区分が〔対象〕

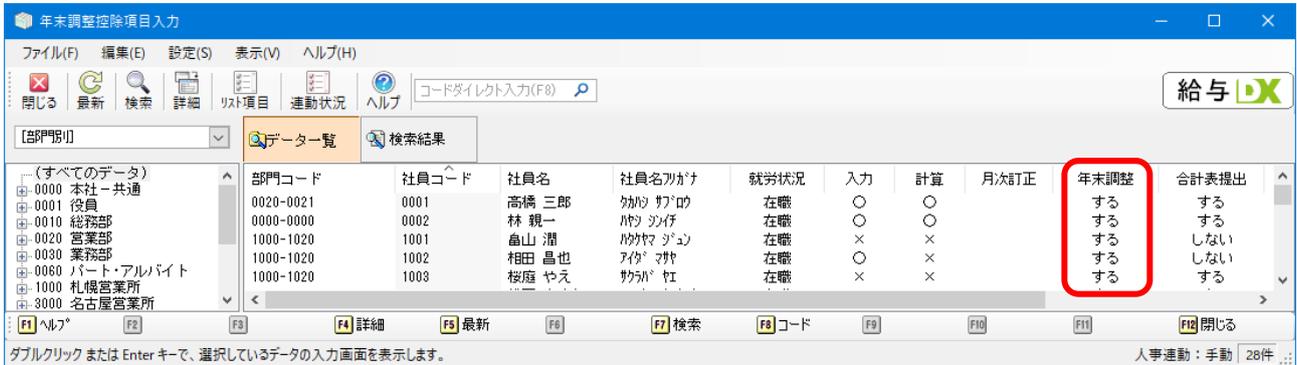
このうち、配偶者区分が〔老人配偶者〕である場合には〔老人〕欄にも○が付きます。

各区分の確認方法は次ページをご覧ください。

≪各区分の確認方法≫

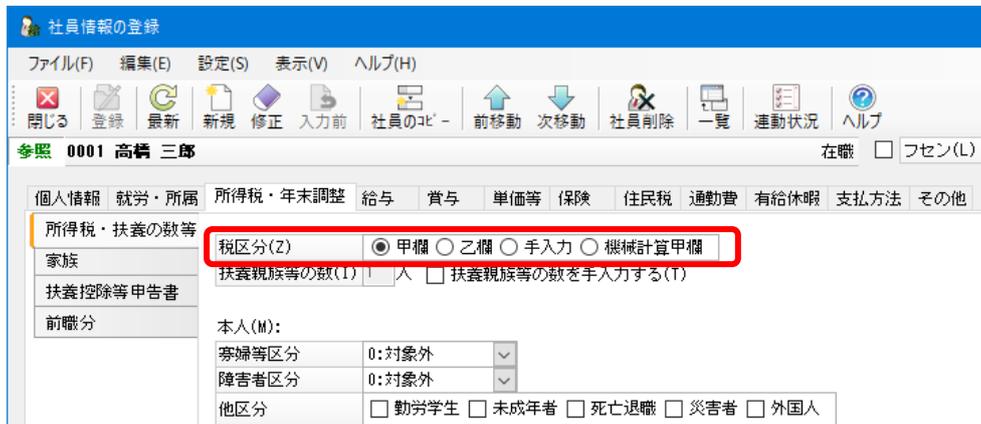
【年末調整区分】

「年末調整」－「年末調整控除項目入力」を起動し、[年末調整] 列で確認できます。



【税区分】

「社員」－「社員情報の登録」－「所得税・年末調整」タブの [税区分] で確認できます。



【配偶者区分】

「社員」－「社員情報の登録」－「所得税・年末調整」タブの [配偶者区分] で確認できます。



【配偶者（特別）控除額】

「年末調整」－「給与支払報告書/源泉徴収票」を画面出力し、「配偶者（特別）控除額」で確認できます。また、「年末調整」－「源泉徴収簿」でも確認できます。

≪給与支払報告書/源泉徴収票≫

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
役員報酬	2,650,820	1,773,600	1,080,190	0
(源泉)控除対象 配偶者の有無等	配偶者(特別) 控除の額 380,000	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く)
有	従有	老人	特別	他
○		人 従 内 人 従 他 従	人 内 人 人	人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	差引不足税額 還付
220,190			34,650	180,781

≪源泉徴収簿≫

区分	金額	税額
給与・手当等	2,650,820	180,781
賞与等	0	0
調整等	0	0
計	2,650,820	180,781
給与所得控除後の給与等の金額	1,773,600	配偶者合計所得
所得金額調整控除額	0	200,000
給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	1,773,600	旧長期損害保険料
社会保険料控除 給与等からの控除分	220,190	0
社会保険料控除 申告による控除分	0	小規模企業共済
小規模企業共済等掛金の控除分	0	0
生命保険料の控除額	0	国民年金保険料
地震保険料の控除額	0	0
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	0	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	1,080,190	